



# MMI News

エム・エム・アイ ニュース

エム・エム・アイグループ  
〒140-0014 東京都品川区大井1-7-6 THビル  
TEL. 03-3778-2311  
<http://www.m-m-i-g.com>

## 2006 3月号

### 主な記事

- 平成18年、商法改正、税制改正への対策を緊急提案!
- MMIグループセミナーのご案内
- 「A vogue phrase 流行言葉」
- 改正高年齢者雇用安定法④
- 3月の税務

### 中小企業の経営者のためのセミナー

MMI グループ主催

## 平成18年、商法改正、税制改正への対策を緊急提案! **無料**

【第1部】何をすれば良い?新会社法。中小企業にとっての新会社法とは?

『どのように対応すべきか、或いは対応した方がよいか?』

資本金制度撤廃、取締役監査役の新ルール・有限会社はお得、合同会社(日本版LLP)。

既に様々な情報が配信されておりますが、今ひとつはっきりしない『新会社法』の内容を正しく理解をする必要があります。今回のセミナーは特に中小企業にとって重要な改正のポイントに重点を置き、『どのように対応すべきか、或いは対応した方がよいか?』を解説致します。

【第2部】平成18年度の税制改正、緊急解説。

『中小企業経営を直撃、大増税?対策はあるのか?』  
速報版

政府・自民党は、昨年12月15日に、平成18年度税制改正大綱をまとめ、それを受けて、1月17日に、平成18年度税制改正の要綱が閣議決定されました。

今回の主な改正点としては、役員報酬の一部損金不算入、役員賞与の損金算入(条件付)、交際費課税の見直し、同族会社の

留保金課税制度の見直し、中小企業投資促進税制の改正、定率減税の廃止、地震保険料控除の創設などです。

奮っての御参加を心よりお待ちしております。

【日 時】 2006年4月6日木曜日 午後6:30~8:30

【場 所】 きゅりあん(品川区総合区民会館)5階第一講習室  
品川区東大井5-18-1

JR・大井町線 大井町下車徒歩2分

<http://www.shinagawa-culture.or.jp/curian/>

【参加費】 無料

【第1部講師】 SSJ司法書士法人 代表社員 城谷 浩先生  
Email: shiroya@ssjo.jp

昭和63年8月司法書士登録「新会社法」が施行されるにあたり現在各種業界より講演依頼が多数あり、わかりやすい解説と説明で好評を得ております。

平成15年9月に城谷・坂根合同事務所から法人化。特定の部門に特化することなく司法書士業務全般について精通しており、税理士等のほかの士業とも提携をしているので、企業・個人を問わずお客様の多岐にわたるニーズにお応えし総合的にサポートができます。

【第2部講師】 MMI高橋合同会計事務所 横山 雄介

申	会社名	
込	氏名	
書	電話番号	

左記に必要事項をご記入の上、FAXをお願いします。  
**03-3778-2317**

### 4月のご案内 MMI 経営者倶楽部ゴルフコンペ

経営者倶楽部

4月の経営者倶楽部、王 善花(オウ ソンファン)ゼミはお休みです。

春の暖かな日差しの中、元気一杯にゴルフでのんびりと一日を過ごしていただきたいと思います。またゴルフ終了後に参加者の各企業の皆様との情報交換・懇親会を行いたいと思っております。後継者等いらっしゃる是非一緒にご参加ください! 豪華景品をご用意いたしますので奮ってご参加下さい。

日 時 平成18年4月11日(火)

AM 8:00集合 AM 8:35 INスタート

場 所 成田ゴルフ倶楽部 千葉県成田市大室127

TEL: 0476-36-0111

参加費 メンバー(2名様まで無料) オブザーバー 10,000円

打ちっぱなしの練習場やグリーン周りの練習場は全て無料です。日ごろ練習不足の方は早めに来て練習してください。

## 各種セミナーのご案内

MMIグループでは毎月様々なセミナーを開催し、経営者の方々に経営に役立つ情報を提供しています。

ご希望のセミナーがありましたら、マークにチェック後FAXにてお申し込みください。

追って 詳細をお送りいたします。

### 「やさしい 経営計画」

3月30日(木) 18:00~20:00 (2,000円)

昨今経営計画の作成の重要性が注目を浴びています。そこでまず最初に『経営計画とはどういったものか?』『経営計画は何のためにあるのか?』等の基本概念を理解していただく研修を開催いたします。内容は基本的な事が中心となりますので経営計画に興味のある方はその前段としてご活用下さい。

### 「社長の為の経営戦略会計 概論 編」

4月7日(金) 18:00~20:00 (3,000円)

貸借対照表と損益計算書の見方と分析方法。資金繰りの秘密について。

貴社の決算書の分析(決算書お持ちください)を行います。

### 「社長の為の経営戦略会計 経営計画 編」

4月21日(金) 18:00~20:00 (3,000円)

付加価値をどう増やすか、自社適正借入金とは利益はどうしたら出るのか?

キャッシュフローなどをやさしく解説いたします。

(シュミレーションプログラム進呈)

### セミナー会場:

株式会社エム・エム・アイ 4Fシュミレーション室

〒140-0014 品川区大井1-7-6THビル

JR・東急大井町線「大井町駅」徒歩3分

お問い合わせ: 03-3778-2311

### 「社長の為の経営戦略会計 人事戦略 編」

5月12日(金) 18:00~20:00 (3,000円)

人件費を戦略的に捉える、固定費の考え方、経営全体に対する人件費の役割などを解説します。

(シュミレーションプログラム進呈)

### 「サラリーマン法人化 ~新しい雇用の提案~」

3月31日(金) 18:00~20:00 (2,000円)

「サラリーマン法人化」は、現在の労働条件を維持したまま、自らを法人化。企業はサラリーマン法人と業務委託契約等を結ぶ。サラリーマンの自立、自己責任意識を高め、企業の長期的視野の経営確立、質の高い企業価値を創造して社会に貢献することを目指していきます。

企業にとっての「人材」とサラリーマンにとっての「企業」がもっとよい関係を考え、実践していきます。

## セミナー申込書

貴社名

参加者名

連絡先/FAX

E-mail

申し込みはファックスで 03-3778-2326 (このページをお送りください。)

## A vogue phrase 流行言葉

新聞雑誌・FAX・DMなど新しい言葉が沢山出てきますね。その中から1つチョイスして解説をしてゆきます。

### 今月は「IR」 Investor Relationsの略。

企業が株主や投資家に対し、投資判断に必要な企業情報を、適時、公平、継続して提供すること

●決算短信 ●有価証券報告書 ●決算広告 ●株主総会

●企業見学会 ●説明会 ●投資家との個別面談 ●株主通信  
●決算発表の早期化  
●ホームページの投資家向け情報等です。

大手優良企業でもこのIR活動が公平にきちんとされているか判断基準の1つになりますね



3回にわたって、高年齢者雇用安定法のメインになる改正について解説してきました。最終回は、その他の改正について解説していきます。

## 解雇等による高年齢離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の義務化【平成16年12月1日から施行】

事業主都合の解雇等により離職することとなっている高年齢者等が希望するときは、事業主は、当該高年齢者等の希望を聴き、その職務の経歴や職業能力等キャリアに資する事項や再就職援助措置等を記載した書面（求職活動支援書）を作成し、交付しなければなりません。

「解雇等」とは、解雇や事業主の勧奨等による任意退職などをさします。また、定年退職者や継続雇用制度期間満了者に対しては、平成25年3月31日までは、解雇等により離職するものと同様に再就職援助の措置を実施するように努力する義務があります。

「再就職援助措置」とは、再就職に資する教育訓練・カウンセリング等の実施、受講等の斡旋や、求職活動のための休暇の付与、求人の開拓、求人情報の収集・提供などがあります。

また、求職活動支援書もしくは定年または継続雇用制度の期間満了により離職することになっている60歳以上65歳未満のものの希望に基づく書面を作成し、再就職援助の措置を行う事業主に対しては、労働異動支援助成金による助成措置があります。

## 労働者の募集及び採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化【平成16年12月1日から施行】

事業主は、労働者の募集及び採用をする場合に、やむを得

ない理由により上限年齢（65歳未満のものに限る。）を定める場合には、求職者に対してその理由を提示しなければなりません。

「やむを得ない理由」とは、雇用対策法に基づいて作成された年齢指針に示された、年齢制限が認められる場合の10項目に限られています。

1. 新規卒者等を募集及び採用する場合
2. 技能・ノウハウ等の継承の観点から労働者の年齢構成を維持・回復させる場合
3. 定年年齢等との関係から雇用期間が短期に限定される場合
4. すでに働いている他の労働者の賃金額に変更を生じさせることになる就業規則の変更を要する場合
5. 商品やサービスの特性により顧客等との関係から業務を円滑に遂行する要請がある場合
6. 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
7. 労働災害の防止の観点から特に考慮する必要がある場合
8. 体力、視力等加齢にともない機能が低下するものが採用後の勤務期間を通じ一定水準であることが不可欠な業務の場合
9. 行政の施策を踏まえて中高年齢者の募集及び採用を行う場合

高齢者雇用は、若年層の減少に伴いこれからの事業運営において対応が不可欠となります。現在高齢者がいなくても、事前に対応し、準備をしていくことが必要になります。

株式会社 渡邊事務所

## 【dailyコラム】より好評記事をもう一度

### 確定申告 モノクロ印刷でもOKです。

インターネットの普及とともに国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」利用者が年々増えております。

機能が改善され、これまではカラープリンタで印刷した申告書しか税務署に提出できませんでしたが、今回からはモノクロプリンタで印刷したものでもそのまま提出可能となりました。

なお、作成したデータを国税電子申告・納税システム（e-Tax）に引き継いで送信することもでき、また、いつでも再開が可能な一時保存機能も充実してきました。

株式損失申告漏れ更正の請求で救済される株式の売買で年間で損失が出た場合、損失は翌年以降の三年間は、各年の利益と相殺できる制度があります。今までの損失を申告し忘れていた場合にも、救済措置があります。

例えば03年分の損失を、05年に得た利益と相殺したいとします。本来は04年春、05年春と続けて確定申告をし

ておくべきでしたが、二回分の申告書類を改めてそろえ、今年春の確定申告時に、税務署に提出すれば原則認められます。04年分の損失を05年春に申告していなくても、今回に同様の手続きをすれば大丈夫です。

ただ03年分の損失については、04年春に、医療費控除などの目的で確定申告をしておきながら損失繰り越しの申告はしなかった、という場合は手遅れです。申告内容を後で訂正できる「更正の請求」という制度がありますが、手続きの期限は一年だからです。

04年分の損失は、源泉徴収ありの特定口座を通じた損失を除き、今年の確定申告期間が終わるまでに更正の請求をすれば間に合います。

### dailyコラム定期購読をご希望の方は

E-mailにて ・会社名 ・お名前 ・E-mailアドレス

を明記のうえ

dailycolumn@m-m-i-g.comまでお送りください。



# ●2006年度経営者倶楽部 =呉 善花ゼミ=

## 「東北アジア民族の本質を探る」

=日本・中国・韓国そして北朝鮮=

経済がいかにグローバル化しようともやはり我々中小企業にとつては、一部の例外を除き地域的な広がりはず「国内」であるし、そして近隣諸国への展開であろうと思われる。また昨今のグローバルな経済事情からしても、よし悪しは別にして、中国を無視しては始まらないと思われる。

「己を知り、敵を知れば、百戦危うからず。」と言う諺がありますが、敵を知ることは、比較的客観的に分析できるのですが、己を知ることは非常に難しく、なかなか客観的に見る事ができません。人の

事は「なんであんな馬鹿なことをやっているのか」と解るのですが、いざ自分の事となると、同じような馬鹿をやっていることが往々にしてあります。

そこで、今年は、1年を通じて、王 善花(オウ ソンファン)先生を講師に招き、連続して日本人(己)を勉強して行きたいと思ひます。

●次回開催は6月19日(月曜日)です。

参加ご希望の方は詳細を送り致します。

経営者倶楽部事務局 鈴木まで

ご連絡をお願いいたします 電話03-3788-2311

## 3月の税務

1 水  
2 木  
3 金  
4 土  
5 日  
6 月  
7 火  
8 水  
9 木  
10 金  
11 土  
12 日  
13 月  
14 火  
15 水  
16 木  
17 金  
18 土  
19 日  
20 月  
21 火  
22 水  
23 木  
24 金  
25 土  
26 日  
27 月  
28 火  
29 水  
30 木  
31 金

3月10日

2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月15日

17年分所得税の確定申告・所得税確定損失申告書の提出期限

個人の都道府県税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告

贈与税の申告

16年分所得税の更正の請求

確定申告税額の延納の届出書の提出

17年分所得税の総収入金額報告書の提出

個人の青色申告の承認申請(1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)

3月31日

1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)、法人住民税)

1月・4月・7月・10月の決算法人及び個人事業者(17年12月分)の3ヶ月ごとの期間短縮に係る

確定申告<消費税・地方消費税>

7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>……………半期分

消費税の年全額400万円超の4月、7月10月決算法人の3ヵ月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

消費税の年全額4,800万円超の3月から12月までの決算法人・個人事業者の1ヵ月ごとの中間申告

<消費税・地方消費税>

個人事業者の17年度分の消費税・地方消費税の確定申告

法人・個人事業者(17年12月分および18年1月分)の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告

<消費税・地方消費税>

## 松下幸之助 一言集

### 部下の提案を喜ぶ

従業員の人が喜んで仕事をする姿をつくるには、上司なり先輩が、部下なり後輩の提案を喜んで受け入れるということが大切だと思います。

それがいままでは実際に用いることができないような提案であったとしても、その行為なり熱意なりは十分に受け入れる。つまり、発案をすればするほど上司が喜ぶという雰囲気が非常に大事だと思うのです。

部下の提案に対して、「いや君だめだ」と言う。また来る。「ああ君、これもだめだ」と言うようなことでは、「提案してもムダだ、やめておこう」ということになり、決まった仕事しかしなくなってしまうでしょう。それでは、進歩も向上も生まれてこないのです。

## 編集後記

まだまだ先の季節ですが昨年年末からハイビスカスの花が1輪づつ咲き続けています。葉の数も多くは無いのですが、1輪咲いてはしばみ次が咲く。冬の寒い時期にもかかわらず南国の花が家に帰ると咲いている。結構癒され、元気になりますね。これから春本番。沢山のお花が咲き始めます。楽しみです。



MMIグループはISO 9001:2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。